

沖縄市中央公共駐車場条例（案）

（一年一月一日条例第一号）

（目的及び設置）

第1条 周辺商店街及び公共施設等を利用する者その他市民の利便に資するため、沖縄市中央公共駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沖縄市中央公共駐車場

位置 沖縄市中央四丁目 627 番 1

（供用日等）

第3条 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとする。

2 駐車場の供用時間は、24時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、その旨を掲示するものとする。

（使用料の徴収）

第4条 使用料は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）から1時間あたり300円以内で規則で定める額を徴収するものとする。

2 使用料は、駐車させた自動車を駐車場から出場させる際に徴収するものとする。

（使用料の不徴収）

第5条 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 国、地方公共団体等が公務のため使用する自動車
- (4) その他市長が必要と認める自動車

（使用料の不還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入場の拒否）

第7条 市長は、自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自動車の駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第8条 駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合はその限りではない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車等を損壊し、又は滅失するおそれのある行為をすること。

(3) 物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 継続して7日間以上駐車すること。

(6) その他駐車場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(出場命令等)

第9条 市長は、駐車している自動車が第7条各号のいずれかに該当するとき、又は利用者が前条の規定に違反したときは、当該利用者に対し、当該自動車を駐車場から出場するよう命ずることができる。

2 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為をした者に対し、駐車場から退場するよう命ずることができる。

(損害賠償義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により駐車場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第11条 駐車場において、天災地変その他本市の責めに帰することができない理由により利用者が受けた損害については、本市は、その責めを負わない。利用者の責めに帰すべき理由により第三者に与えた損害についても、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 詐欺その他の不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して○年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例を施行するための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。